

○大和市障害者福祉手当に関する条例逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、障害者に対し、障害者福祉手当(以下「手当」という。)を支給することにより、障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

【解説】

- ・ 障がいのある市民の方に対して、障害者福祉手当(以下「市の手当」といいます。)を支給し、障がい者の福祉の増進のための一助とします。

(対象者)

第2条 手当の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市に居住している者(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)により、本市の住民基本台帳又は外国人登録原票に記載又は登録されている者(以下この条において「記載又は登録されている者」という。))とする。ただし、その者が入院等の理由により記載又は登録されている者でない場合においても、その者を監護している保護者が記載又は登録されている者であるときは、この限りでない。)で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であって、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級、2級、3級又は4級に該当する障害を有するもの
- 2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者
- 3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表の1級又は2級に該当する障害を有するもの
- 4) 前3号に規定する者と同程度以上の者と市長が認めたもの

【解説】

- ・ 市の手当の対象者は、大和市に在住の市民のうち、次のいずれかに該当する方となります。

(1) 身体障害者手帳の等級が1～4級の方

(2) 知能指数が50以下と判定された方。療育手帳の場合、B1、A2、A1に該当します。

(3) 精神障害者保健福祉手帳の等級が1・2級の方

- ・ ただし、次の第3条のいずれかの条項に当てはまる方については、市の手当の対象外となります。

(手当の支給制限)

第3条 対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には、手当を支給しない。ただし、第4号に該当する場合については、その年の9月から翌年の8月までの間とする。

- 1) 児童福祉法による児童福祉施設で通所以外の施設又は老人福祉法(昭和38年法律第133号)による老人福祉施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による障害者支援施設その他これに準ずる施設として市長が定めるものに入所している場合
- 2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条に規定する特別児童扶養手当、同法第17条に規定する障害児福祉手当及び同法第26条の2に規定する特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条に規定する福祉手当の支給を受けている場合
- 3) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第30条に規定する障害基礎年金を受けている場合
- 4) 対象者の前年の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下この号において「扶養親族等」という。)の有無及び人数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第7条に定める額以上である場合又は対象者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)若しくは対象者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で、対象者の生計を維持するものの前年の所得がその者の扶養親族等の有無及び人数に応じて、同令第2条第2項に定める額以上である場合

【解説】

(第1号関係)

- ・ 市の手当は、在宅の方の福祉の増進を目的としています。障がい者入所施設や特別養護老人ホームなど、公費（税金や保険料など）がかかる施設に入所している方については、市の手当の対象とはなりません。具体的には、次のような施設に入所している方が該当します。

- 知的障害児施設、児童養護施設など、児童福祉施設

- 特別養護老人ホーム、軽費老人ホームなど、老人福祉施設

- ※ 介護老人保健施設（老健）、有料老人ホームなど、一部例外の施設もあります。

- 知的障害者入所更生施設、障害者支援施設など

- ※ 障がい者の方のグループホーム、ケアホームについては市の手当の対象となります。

（第2号・第3号関係）

- ・ 国が支給する手当や、障害基礎年金を受給している方については、市の手当の対象とはなりません。具体的には、次の手当・年金を受給している方が該当します。

- 障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当

- 特別児童扶養手当（保護者が受給している場合）

- ※ 特別児童扶養手当を障がいのある方本人が受給している場合は市の手当の対象となります。

- 障害基礎年金

- ※ 障害厚生年金を受給している方は市の手当の対象となる場合があります。

（第4号関係）

市の手当には所得の制限があります。障がい者本人及び扶養義務のある親族の前年所得が基準額以上の場合、毎年9月から翌年8月までの1年間、市の手当の支給が停止されます。所得制限の基準額は次のようになります。

【詳細】市の手当の所得制限の基準額

扶養親族等の数	前年分所得	
	受給者本人の所得基準額	親族の所得基準額
0人	3,604,000円	6,287,000円

1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
4人	5,124,000円	7,175,000円
5人	5,504,000円	7,388,000円

※ なお、扶養親族が、老人控除対象配偶者や老人扶養親族、特定扶養親族などに該当する場合には、基準額に別途加算があります。

(手当の額)

第4条 手当の額は、障害者1人につき月額3,000円とする。

【解説】

- ・ 市の手当の額は、障害のある方1人あたり、月に3,000円です。

(申請及び決定)

第5条 手当の支給を受けようとする者は、必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 手当の支給については、前項の申請に基づき市長が決定する。

【解説】

(第1項関係)

- ・ 市の手当を受給したい場合は、市に申請する必要があります。

(第2項関係)

- ・ 申請の内容を審査したうえで、手当の支給を決定します。決定の際は、通知文を対象者に送付します。

(手当の支給方法)

第6条 手当は、前条第1項の申請を受理した日の属する月から、手当を支給すべき理由の消滅した日の属する月まで支給する。

2 手当は、毎年3月及び9月にそれぞれ当月までの分を支給する。ただし、支給すべき理由が消滅した場合においてその属する月までに未支給分があるときは、随時支給することができる。

【解説】

(第1項関係)

- ・ 市の手当は、申請書を市が受理した月から、死亡・転出等で受給資格を喪失する月まで支給されます。

(第2項関係)

- ・ 市の手当は、毎年3月・9月の下旬に指定された金融機関の口座に振り込みます。ただし、受給資格を喪失した方に未支給の手当がある場合などには、3月・9月以外の時期に振り込みをする場合があります。

(手当の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の行為により手当の支給を受けた者があるときは、その者に支給した手当を返還させることができる。

【解説】

- ・ 不正な手段で市の手当を受給した場合、受け取った市の手当を返還していただくことがあります。
- ・ また、第3条の支給制限に該当する施設に入所した場合や、国の手当や障害基礎年金等を受給したにもかかわらず、届出を提出しないで市の手当を受給した場合、過払いした市の手当について返還していただくことがあります。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

- ・ この条例の施行に必要な事項については、大和市障害者福祉手当に関する条例施行規則で詳細を規定します。